

住宅活用（売却・賃貸等）相談

将来使われなくなる、または、すでに使われていない住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

相談の主な対象者

仙台市内にある住宅の売却・賃貸等の活用を考えているものの、「どこに相談したらよいか」「何から始めればよいか」といった不安をお持ちの所有者やその親族、管理者が対象です。（すでに売却中の住宅や賃貸住宅に関する相談は対象外）

相談の流れ

①お電話にて問合せください

仙台市都市整備局住宅政策課（電話番号 022-214-8330）

業務時間 8時30分～17時00分（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）



②必要に応じて市役所でお話を伺います（予約制）

仙台市役所 7階 都市整備局住宅政策課

（仙台市青葉区国分町3丁目7-1）

※一組あたり1時間まで

※可能であれば相続関係図や登記簿、敷地・住宅の図面などをご持参ください



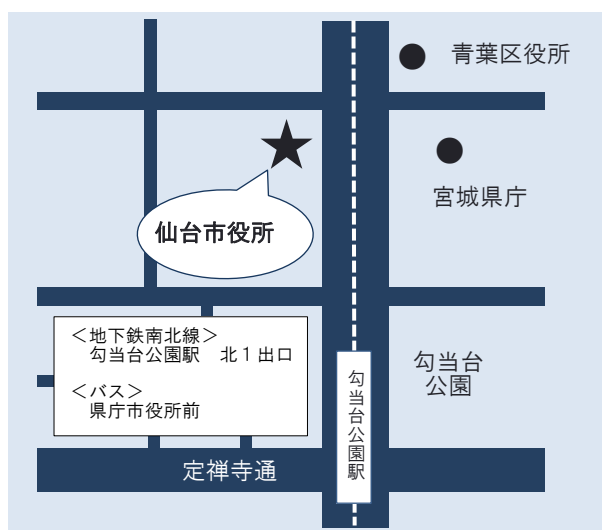
③内容に応じた専門団体の相談窓口を紹介します

※相談を円滑に進めるため、ご相談いただいた内容を紹介先に事前に引き継ぎすることも可能です



④紹介された専門団体に電話で問合せください

※無料で相談できる内容は団体によって異なるため、ご相談の際にご確認ください



仙台市は平成30年1月に専門団体と「仙台市における既存住宅の活用に向けた相談体制の構築に関する協定」を締結しました。住宅の売却や賃貸などについて気軽に相談できる環境を整えることで、既存住宅の円滑な活用を促し、空き家対策を進めます。

専門団体の相談窓口

相続に関する相談	宮城県司法書士会 宮城県行政書士会
不動産売買・賃貸に関する相談	宮城県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会宮城県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部
土地・建物の評価に関する相談	宮城県不動産鑑定士協会
建物診断や改修に関する相談	日本建築家協会東北支部宮城地域会 宮城県建築士会仙台支部 宮城県建築士事務所協会

※連絡先および相談できる日時については仙台市住宅政策課にお問合せください。